

判定価格逡減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(ソフトバンクグループ)

利率		期間	約 3年 (期限前償還条項に従う)
当初約3ヵ月	年率 5.50% (課税前) 4.382% (課税後)	売出期間	2019年10月3日~2019年10月25日
以降	年率 5.50% (課税前) 4.382% (課税後) または年率 0.50% (課税前) 0.398% (課税後)		

課税後の年利率は、課税前の年利率の20.315%にあたる税金が差し引かれた利率となります。
※課税後の年利率については小数点以下第3位未満を切り捨てて表示しております。

商品概要	
発行者	フィンランド地方金融公社
発行体格付け	Aa1 (Moody's) / AA+ (S&P) ※本格付けは、本邦において信用格付業者として登録していない格付業者が付与した格付である。
本債券の額面金額	100万円
申込単位	100万円以上、100万円単位
売出価格	額面金額の100.00%
発行日	2019年10月25日
受渡期日	2019年10月28日(=利息起算日および基準価格決定日)
対象株式	ソフトバンクグループ株式会社 普通株式(証券コード:9984、売買単位:100株)
基準価格	基準価格決定日の東京証券取引所における前場の対象株式の売買高加重平均価格(1円未満四捨五入)
評価価格	対象株式の東京証券取引所における始値
利払期日	2020年2月10日以降の毎年2月/5月/8月/11月の各10日(注)
利率決定日	2回目以降の各利払期日の7取引予定日前の日
利率決定価格	基準価格の80.00%(1円未満切捨て)
期限前償還条項	いずれかの期限前償還判定日株価が期限前償還判定価格以上の場合、本債券は関連する期限前償還日に額面金額で期限前償還される。
期限前償還日	各利払期日(満期償還日(注)を除く)(注)
期限前償還判定日	各期限前償還日の7取引予定日前の日
期限前償還判定日株価	各期限前償還判定日における対象株式の東京証券取引所における始値
期限前償還判定価格	初回期限前償還判定日は基準価格の105.00% その後は期限前償還判定日ごとに2.00%ずつ逡減した水準。(1円未満切捨て)
最終評価日	満期償還日の7取引予定日前の日
ノックイン事由	観察期間中に対象株式終値が一度でもノックイン価格以下になること
ノックイン価格	基準価格の51.50%(1円未満切捨て)
観察期間	基準価格が決定された日の翌取引予定日(含む)から最終評価日の直前の取引予定日(含む)までの期間
行使価格	基準価格の100.00%(1円未満切捨て)
満期償還の方法	(1)ノックイン事由が発生しなかった場合:額面金額で現金による償還 (2)ノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の評価価格が行使価格以上の場合:額面金額で現金による償還 (3)ノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の評価価格が行使価格未満の場合:下記の計算式に基づき、 額面金額につき現物決済額の対象株式および残余現金金額(もしあれば)による償還 確定株式数:額面金額÷行使価格(小数第6位四捨五入) 現物決済額:確定株式数以下の売買単位の最大整数倍の対象株式数 残余現金額:(確定株式数-現物決済額)×最終評価日の評価価格(1円未満四捨五入) (注)現物決済額および残余現金額の計算は額面金額毎になされる。

(注)非営業日の場合、翌営業日。ただし、翌暦月になる場合は直前の営業日となります。

お取引にあたっては、目論見書および契約締結前交付書面をよくお読みください。

目論見書のご請求、お申込みは…

【利率決定ならびに償還に関するイメージ図】

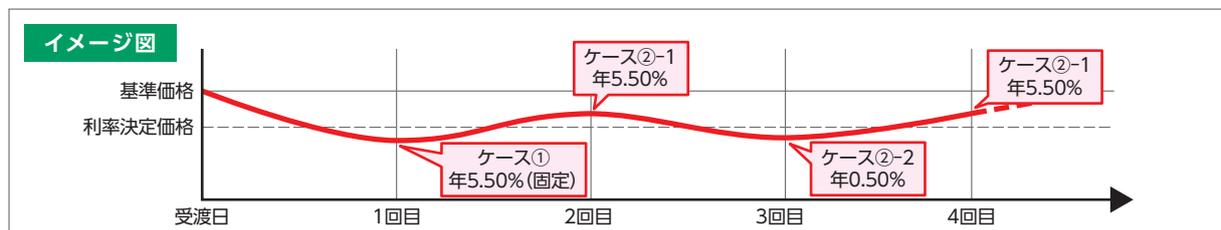
利率決定価格は基準価格の80.00%、ノックイン価格は基準価格の51.50%、行使価格は基準価格の100.00%、期限前償還判定価格は下記のとおりである。(すべて1円未満切捨て)

1回目	基準価格の105.00%	5回目	基準価格の 97.00%	9回目	基準価格の 89.00%
2回目	基準価格の103.00%	6回目	基準価格の 95.00%	10回目	基準価格の 87.00%
3回目	基準価格の101.00%	7回目	基準価格の 93.00%	11回目	基準価格の 85.00%
4回目	基準価格の 99.00%	8回目	基準価格の 91.00%	12回目	該当なし

利率決定について(年率・課税前)

ケース① 初回は、対象株式の株価水準にかかわらず額面金額につき、5.50%(固定)

ケース② 2回目以降は、各利率決定日の評価価格が、
 1. 利率決定価格以上の場合：額面金額につき、5.50%
 2. 利率決定価格未満の場合：額面金額につき、0.50%

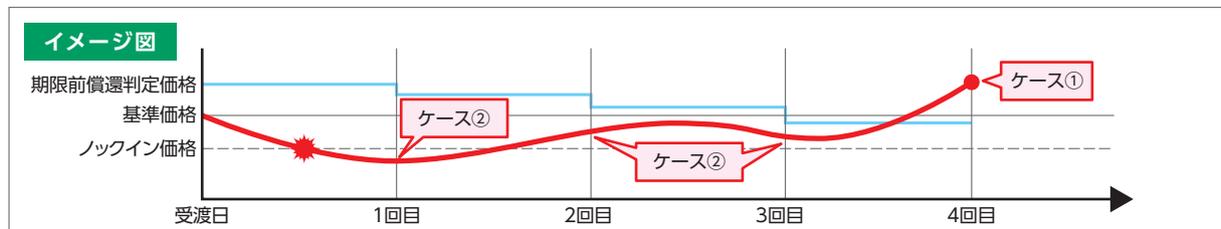


期限前償還について

本債券の期限前償還は、ノックイン事由発生の如何にかかわらず各期限前償還判定日株価が、

ケース① 関連する期限前償還判定価格以上の場合：額面金額で期限前償還

ケース② 関連する期限前償還判定価格未満の場合：次回の期限前償還判定日(もしあれば)に同様の判定



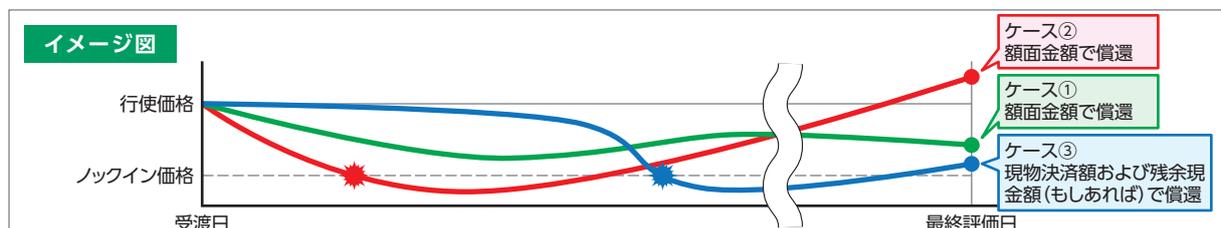
満期償還について

期限前償還されなかった場合、本債券の満期償還は、

ケース① ノックイン事由が発生しなかった場合：額面金額で満期償還

ケース② ノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の評価価格が行使価格以上であった場合：額面金額で満期償還

ケース③ ノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の評価価格が行使価格未満であった場合：現物決済額の対象株式および残余現金額(もしあれば)にて満期償還
 満期償還時において確定株式数が売買単位未満となった場合、株式の交付は行われず、残余現金額のみでの償還となる。



【本債券の想定損失額について】

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標である対象株式の株価の過去のデータおよび一定の仮定に基づく、想定損失額のシミュレーションです。(将来における実際の損失額を示すものではありません。)

■ 想定損失額シミュレーション算出の前提となる仮定

1. 本債券1券面を購入した。
2. 対象株式の終値が観察期間中に一度でもノックイン価格以下となった。(ノックイン事由が発生した。)
3. 対象株式の最終評価日の評価価格と満期償還時における株価が同一であった。

■ 満期償還時の想定損失額について

1. 過去における対象株式の株価の最大下落率から想定される損失額について

- (1) 対象株式の株価の過去10年間の最大下落率は約85%です。(出所: Bloomberg L.P.)
(期間中の最高値と最低値の比較を示したものであり、時間的推移は考慮しておりません。)
- (2) 対象株式の最終評価日の評価価格が上記最大下落率と同様に基準価格から約85%下落し、本債券が満期償還される場合、1券面あたりの**想定損失額は850,000円**(満期償還時評価額は150,000円)となります。(1万円未満四捨五入)

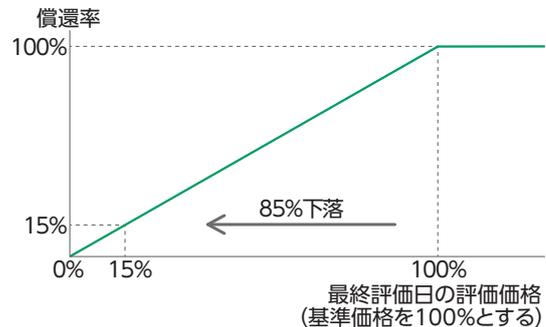
※対象株式の交付により満期償還された場合、実際には現物決済額の交付および残余現金額の支払いにより償還となりますが、償還後に最終評価日の評価価格で現物決済額を評価したと仮定して満期償還時評価額を計算しています。

2. 対象株式の株価がさらに下落した場合の損失額について

上記最大下落率を超えて対象株式の株価がさらに下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。(注)

◇ 想定損失率・償還率のイメージ

最終評価日の評価価格	想定損失率	償還率
基準価格の100%	0%	額面金額の100%
基準価格の 90%	10%	額面金額の 90%
基準価格の 80%	20%	額面金額の 80%
基準価格の 70%	30%	額面金額の 70%
基準価格の 60%	40%	額面金額の 60%
⋮	⋮	⋮
基準価格の 20%	80%	額面金額の 20%
基準価格の 10%	90%	額面金額の 10%
基準価格の 0%	100%	額面金額の 0%



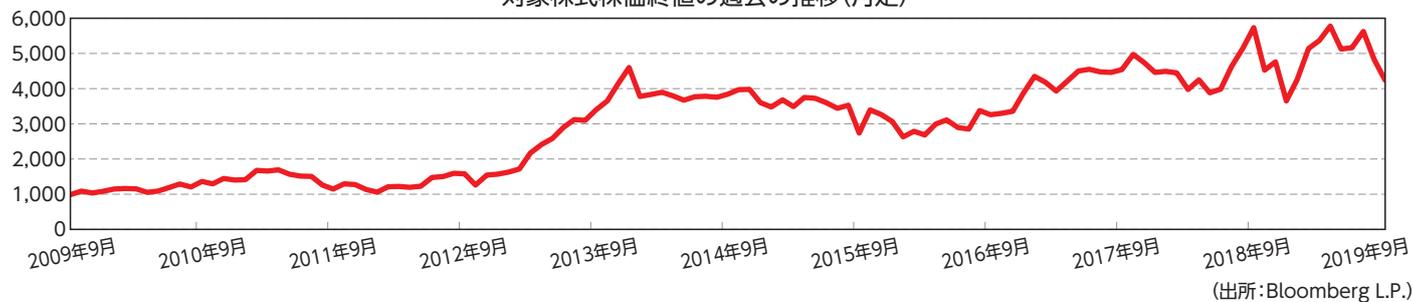
■ 中途売却時の想定損失額について

本債券の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主として①ノックイン事由の有無、②対象株式の株価水準、③対象株式の株価の予想変動率の変化、④円金利水準の変化、⑤発行者等の信用状況の変化(例えば格付業者による格付の変更)、または⑥その他の要因の影響を受け変動しますので、売却損が生じる場合があります。

- (1) 本債券の中途売却時における対象株式の株価が、最大下落率と同様に基準価格から約85%下落した場合、1券面あたりの**想定損失額は846,600円**となります。ただし、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、前述の想定損失額を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。(注)
- (2) 対象株式の株価が期限前償還判定価格や基準価格を上回っている場合でも、本債券の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、投資元本を下回り売却損が生じる場合があります。(注)

(注) 投資元本が全額毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。

対象株式株価終値の過去の推移(月足)



本債券の主なリスク

本債券は、対象株式の株価の水準により直接影響を受けます。また、本債券への投資には、以下に記載するようなリスクがあります。

■元本リスク

本債券は、観察期間中にノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の対象株式株価の始値が行使価格未満となった場合には、対象株式による償還および(もしあれば)残余現金額の支払いをもって行われます。対象株式による償還が行われた場合、その評価額および(もしあれば)残余現金額の合計額は、投資元本を下回り、損失が生じるおそれがあります。(投資元本が全額毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。)

■信用リスク

本債券の利息および償還金額の支払い、または対象株式による償還は、発行者等の義務となっております。したがって、発行者等の財務状況の悪化等により発行者等が本債券の利息もしくは償還金額を支払わず、もしくは支払うことができない場合、または対象株式による償還をせず、もしくは償還することができず、(もしあれば)残余現金額を支払わず、もしくは支払うことができない場合、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがあります。また、本債券の満期償還は対象株式による償還および(もしあれば)残余現金額の支払いにより行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがあります。(投資元本が全額毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。)

■期限前償還リスク

本債券は、各期限前償還判定日における対象株式株価の始値が期限前償還判定価格以上であった場合に期限前償還されます。その際に期限前償還された償還金額を再投資した場合、期限前償還されない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りが得られない可能性(再投資リスク)があります。

■利率変動リスク

本債券の利率について、当初の固定利率期間経過後、各利率決定日における対象株式株価の始値が利率決定価格以上であるか、もしくは利率決定価格未満かにより各利払期に適用される利率が変動します。

■中途売却時のリスク

本債券の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも、本債券の市場価格は、主として、対象株式の株価および金利の変動、発行者等および対象株式発行会社に関する外部評価の変化(例えば格付業者による格付の変更)、またはその他の要因の影響を受け変動します。償還前に本債券を売却する場合には、投資元本を割り込む可能性があります。

その他留意点

- ◆本債券をご購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ◆本債券のお取引に関しては金融商品取引法第37条の6の適用はないため、クーリング・オフの対象にはなりません。
- ◆利息・償還金のお支払いは原則、利払期日・償還日の翌営業日以降となります。

日本国内の税制上の取り扱いについて

本債券は税制上、特定公社債に該当するものと考えられます。その取扱いは上場株式等に対する税制と一体化されており、概ね以下の通りとなります。

個人の場合

- ① 利子に対する税金 復興特別所得税を加味した20.315%(所得税等15.315%、住民税5%)の源泉徴収が行われた後、申告不要又は申告分離課税のいずれかを選択できます。
- ② 譲渡(償還)益に対する税金 上場株式等の譲渡所得等として20.315%(所得税等15.315%、住民税5%)の申告分離課税の対象となります。
- ③ 譲渡(償還)損の取り扱い 上場株式等の譲渡損失として、上場株式等(特定公社債等を含みます)の譲渡益や利子・配当等との損益通算が可能です。また、翌年以降3年間の繰越控除の適用も可能です。

法人の場合

- ① 利金・償還差損益ともにその事業年度の所得として法人税・地方税の対象となります。

上記税務上の取扱いは税制改正等により将来変更される場合があります。詳細は税理士等の専門家へお問い合わせいただきますようお願い致します。

また、本債券の保有については、お客様固有の法律、税務等に照らし合せ、税理士等とも十分にご相談の上、ご自身でご決定頂きますようお願い致します。

ご購入に際しましては、契約締結前交付書面および目論見書をよくお読みください。

仕組債の取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容および商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店またはお客様相談窓口（電話番号 092-707-3009）までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の金融ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用も可能です。

- 指定紛争解決機関（金融ADR機関）
・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル 通話料無料）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。